［6・7　略］

8　初心運転者などの保護

⑴　危険を避けるためやむを得ない場合のほか、次の車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。

ア　普通免許を受けて１年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた普通自動車

イ　70歳以上の高齢者が運転している高齢者マークを付けた普通自動車

ウ　聴覚障害のある運転者が運転している聴覚障害者マークを付けた準中型自動車又は普通自動車

エ　身体の不自由な運転者が運転している身体障害者マークを付けた普通自動車

オ　仮免許で練習中の者が運転している自動車

⑵　聴覚障害者マークを付けた準中型自動車又は普通自動車の運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

［9・10　略］

**第４節**　安全な速度と車間距離

1　［略］

2　停止距離と車間距離

［⑴～⑶　略］

⑷　天候、路面やタイヤの状態、荷物の重さなどを考えに入れ、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な車間距離をとらなければなりません。特に、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

［3・4　略］

**第８節**　駐車と停車

1　［略］

2　駐車、停車の禁止

［⑴・⑵　略］

⑶　次の場所では駐車してはいけません。しかし、警察署長の許可を受けたときは別です。

［ア・イ　略］

ウ　駐車場、車庫などの自動車用の出入口から３メートル以内の場所

［エ～カ　略］

［⑷・⑸　略］

［3～9　略］

10　車から離れるときの義務

⑴　［略］

⑵　盗難防止のための措置

盗難車が犯罪に使用される例が多くみられます。そのような犯罪を防止するためにも、車から離れるときは、車を盗まれないように次の措置を執らなければなりません。

ア　エンジンを止め、エンジンキーを携帯すること。

［イ～エ　略］

［6・7　同左］

8　初心運転者などの保護

初心運転者、高齢者マークを付けている高齢運転者、聴覚障害者マークを付けている聴覚障害のある運転者、身体障害者マークを付けている身体の不自由な運転者や仮免許で練習中の者が自動車を運転しているときは、危険を避けるためやむを得ない場合のほか、その車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。また、聴覚障害者マークを付けている聴覚障害のある運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

［9・10　同左］

**第４節**　安全な速度と車間距離

1　［同左］

2　停止距離と車間距離

［⑴～⑶　同左］

⑷　天候、路面やタイヤの状態、荷物の重さなどを考えに入れ、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な車間距離をとらなければなりません。特に、大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

［3・4　同左］

**第８節**　駐車と停車

1　［同左］

2　駐車、停車の禁止

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

［ア・イ　同左］

ウ　駐車場、車庫などの自動車専用の出入口から３メートル以内の場所

［エ～カ　同左］

［⑷・⑸　同左］

［3～9　同左］

10　車から離れるときの義務

⑴　［同左］

⑵　盗難防止のための措置

［同左］

ア　エンジンキーを抜き取ること。

［イ～エ　同左］